

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

49 公的年金制度

[公的年金制度の仕組み]

昭和60年の制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、厚生年金及び各共済年金はそれに上乗せして報酬比例の年金を支給する二階建ての年金制度が確立した。平成元年の法律改正によって、自営業者についても、国民年金基金制度が整備され、平成3年4月から実施されている。

公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

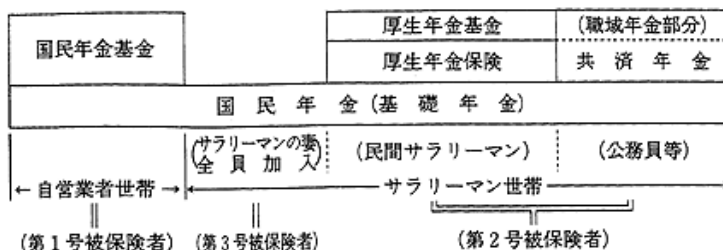
(平成3年3月末現在)

国民年金制度	区分		被保険者	保険者	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 ②	成熟度 ②/①	老齢(退職)年金 平均年金月額	保険料 (平成4年)	支給開始年齢 (平成4年度)
		第1号被保険者	自営業者	国	1,758万人	773万人	—	3.2万円	(平成4年4月から) 本人 9,700円	65歳
	第3号被保険者	サラリーマンの妻		1,196						
	第2号被保険者	サラリーマン		3,678	427					
	合計	—	—	6,631	1,199	18.1%	—	—	—	
被用者年金制度	厚生年金保険		民間サラリーマン	国	3,100	476	15.4	14.6	男子14.5% 女子14.3% 坑内員 } 16.3 給員	男子60歳 女子57歳 (平成11年まで) に60歳 坑内員 } 55歳 給員
	国家公務員等共済組合	連合会	国家公務員	国家公務員等共済組合連合会	113	50	44.3	18.9	15.2	59歳 (平成7年まで) に60歳
		日本鉄道	旅客鉄道会社等	日本鉄道共済組合	20	34	173.8	17.5	19.09	自衛官 57歳 (平成7年まで) に60歳
		日本電信電話	日本電信電話株式会社	日本電信電話共済組合	28	11	40.1	19.2	14.02	
		日本たばこ産業	日本たばこ産業株式会社	日本たばこ共済組合	2	3	104.1	17.6	17.07	
	地方公務員共済組合	地方公務員	地方公務員共済組合	329	104	31.8	20.5	14.08	日本鉄道 日本たばこ産業 60歳	
	私立学校教職員共済組合	私立学校の教職員	私立学校教職員共済組合	37	3	7.8	18.0	11.8	警察官等 57歳 (平成11年まで) に60歳	
	農林漁業団体職員共済組合	農協等の職員	農林漁業団体職員共済組合	50	11	22.5	14.6	16.3		
合計	—	—	3,678	692	18.8	—	—	—		

- (注) 1. 国民年金には他に老齢福祉年金があり、その受給者数は96万人である。
 2. 第2号被保険者の老齢(退職)年金受給権者数は、被用者年金の65歳以上の老齢(退職)年金受給権者数である。
 3. 保険料率は、標準報酬ベースの本人負担分の2倍としている。
 4. 共済組合の支給開始年齢は、平成4年7月1日以降のものである。ただし、警察官等については、平成4年4月1日以降のものである。

年金制度の体系図

年金制度の体系図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

50 公的年金の現況

[被保険者数]

平成2年度末における公的年金制度の加入者数は、厚生年金、国民年金、共済組合をあわせて6,631万人であり、平成元年度末に比べ63万人の増加である。

[受給権者の増加]

制度別の受給権者数も、平成2年度末で国民年金(旧法)が928万人、基礎年金で208万人、厚生年金で1,052万人と増加している。特に老齢基礎年金、老齢厚生年金が着実に増加しており、受給権者全体に占める割合も高くなっている。

[年金総額]

年金総額は、平成2年度末で、国民年金が4兆3,370億円、厚生年金で11兆830億円であり、どちらの制度においても老齢年金総額の占める割合が高くなってきている。

[保険料率]

厚生年金においては、給付水準・受給権者数の増加に対応し引き上げられ、平成3年1月から14.5%(一般男子)とすることとなった。

保険料率の年次推移

年次	厚生年金	国家公務員等共済組合連合会
昭和50年	7.6%	7.44%
51	9.1	↓
52	↓	↓
53	↓	↓
54	↓	8.24 (54年10月)
55	10.6	↓
56	↓	↓
57	↓	↓
58	↓	↓
59	↓	11.392 (59年12月)
60	↓	↓
61	12.4	12.24 (60年5月)
62	↓	12.26 (61年4月)
63	↓	↓
平成元	↓	15.2 (元年10月)
2	14.3	↓
3	14.5	↓
4	↓	↓

(注) 昭和60年以前の国家公務員等共済組合の保険料率は、標準報酬に対する保険料率に換算してある(換算率は1/1.25)。

公的年金加入者数の年次推移

公的年金加入者数の年次推移

(単位：千人)

年次	総数	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	厚生年金	共済組合
昭和50年度	55,456	25,884		23,893	5,678
55	59,045	27,596		25,445	6,006
56	59,044	27,111		25,896	6,037
57	58,706	26,461		26,223	6,022
58	58,288	25,727		26,549	6,012
59	58,249	25,339		26,932	5,978
60	58,239	25,091		27,234	5,914
61	63,317	19,514	10,929	26,994	5,880
62	64,105	19,292	11,299	27,676	5,840
63	64,929	18,727	11,615	28,769	5,817
平成元	65,678	18,155	11,788	29,921	5,814
2	66,313	17,579	11,956	30,997	5,781

(注) 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
資料：平成元年度以前は社会保険庁「事業年報」
平成2年度は社会保険庁調べ

受給権者数の年次推移

受給権者数の年次推移

(単位：千人)

年次	国民年金 (旧法)	基礎年金	厚生年金
昭和50年度	3,119	—	2,449
55	6,256	—	4,773
56	6,778	—	5,255
57	7,304	—	5,745
58	7,831	—	6,256
59	8,316	—	6,797
60	8,837	—	7,384
61	9,064	891	8,003
62	9,148	1,210	8,642
63	9,196	1,497	9,279
平成元	9,236	1,805	9,919
2	9,278	2,084	10,519

資料：平成元年度以前は社会保険庁「事業年報」
平成2年度は社会保険庁調べ

年金総額の推移

年金総額の推移
(単位：10億円)

年次	国民年金	厚生年金
昭和50年度	566	1,149
55	1,678	3,758
56	1,948	4,403
57	2,172	4,995
58	2,319	5,467
59	2,505	6,075
60	2,748	6,858
61	3,487	7,906
62	3,653	8,583
63	3,783	9,205
平成元	4,097	10,225
2	4,337	11,083

資料：平成元年度以前は社会保険庁「事業年報」平成2年度は社会保険庁調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

51 年金制度の国際比較

[先進諸国と同レベルの給付水準]

我が国の厚生年金にあたる年金の給付レベルを比較すると、下表のように他の先進諸国と同水準か、やや上回る水準となっている。また、(老齢年金/平均賃金)でも、同様に遜色ない水準である。

一方、負担面を比較すると、我が国の保険料率(11.2%、総報酬換算)は、ドイツ(18.7%)やイギリス(6.6~19.4%)、アメリカ(12.4%)に比べかなり下回っている。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

国名	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年齢 (1991年度)	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	65歳	男子60歳 女子57歳 (平成11年までに60歳へ引上げ)
老齢年金額 (月額)	<1990年7月> 労働者年金・職員年金の平均 1,140.8マルク(102,227円) (労働者年金 973.8マルク(87,262円) 職員年金 1,396.6マルク(125,149円))	<1990年1月> 基礎年金 単身 2,376.0クローネ(58,117円) 夫婦 3,885.8クローネ(95,047円) <1989年12月> 付加年金(全受給者平均) 3,675.9クローネ(78,664円)	<1989年3月> 基礎年金(全受給者平均) 単身 170.4ポンド(38,546円) 夫婦 287.7ポンド(65,081円) 付加年金(全受給者平均) 46.7ポンド(10,564円)	<1990年3月> 全受給者平均 単身 568.0ドル(82,241円) 夫婦 861.2ドル(124,693円)	<1991年3月> 全受給者平均 145,557円
平均賃金月額 (製造業1989年)	3,311.5マルク (242,995円)	13,266.2クローネ (283,897円)	836.6ポンド(1988年) (190,994円)	1,868.8ドル (257,825円)	352,020円 (1990年)
老齢年金/平均賃金	34.5%	57.0%(基礎年金+付加年金)	40.0%(基礎年金+付加年金)	46.1%	41.3%
保険料率 (1991年度)	187.0/1,000 (労使折半)	基礎年金 74.5/1,000 付加年金 130.0/1,000 金額事業主負担 自営業者は本人負担	20/1,000~90/1,000(本人) 46/1,000~104/1,000(事業主) (累進保険料) (注3)	124.0/1,000 (労使折半)	男子145/1,000(標準報酬ベース) (労使折半) (ボーナスを含めた総報酬で 換算すると112/1,000)
国庫負担	拠出金で不足する費用を負担 (1989年給付費の約17%)	拠出金で不足する費用を負担 (1989年基礎年金給付費の約12%)	なし (1989年)	なし	基礎年金給付費の1/3

(注) 1. 各国の賃金はILO"Yearbook of Labour Statistics"による推計。
 日本は「毎月勤労統計調査」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値。
 2. 換算レートはIMF"International Financial Statistics"による。
 3. イギリスの保険料率は、失業給付、業務災害給付、出産給付等を含む国民保険制度全体に対する料率である。
 4. ドイツは、旧西ドイツの統計による。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

52 企業年金

[役割高まる企業年金]

企業年金は,公的年金が老後生活の基本的な部分を保障するのに加えて,老後の多様なニーズに応え,より豊かな老後生活を送るための手段として,その役割がますます高まってきている。

[各企業年金の概要]

厚生年金基金

- ・ 厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人
- ・ 厚生年金の給付の一部を代行,加えて基金独自の終身にわたる上乘せ給付
- ・ 加入者数(984万人)

適格退職年金

- ・ 実施主体は企業
- ・ 税制上の一定条件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について,年金の掛金・積立金に税制上の措置を講ずる制度
- ・ 加入者数(937万人)

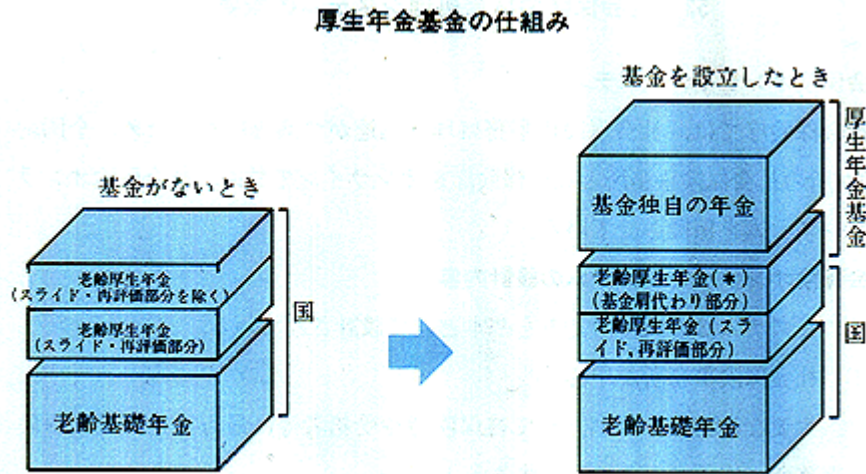
石炭鉱業年金基金

- ・ 炭鉱で働く人のための上積み年金
- ・ 厚生年金とは全く独立,老齢厚生年金の上乗せ給付
- ・ 加入者数(1万人)

[厚生年金基金の仕組み]

厚生年金基金の加入員は、基金が代行している老齢年金給付に相当する保険料を政府に納めなくて、その保険料を含む掛金を基金に払い込むことになる。基金は、将来支払うこととなる老齢年金給付をあらかじめ見込み、毎年度納入する掛金が将来にわたり一定で済むように掛金を積み立て、財政運営を行っている。

厚生年金基金の仕組み



(注) (*) これに必要な掛金については国への納付は免除されている。

厚生年金基金の基金数,加入員数,積立金の遷移

厚生年金基金の基金数, 加入員数, 積立金の推移

(各年度末現在)

年次	基金数	加入員数(千人)	積立金(億円)
昭和41年度	142	500	17
50	929	5,340	14,378
55	991	5,964	49,227
60	1,091	7,058	123,481
平成元	1,358	9,034	224,878
2	1,474	9,845	255,802

〈参考〉 適格退職年金(平成2年度末)
 契約件数……… 86,648(件)
 加入者数……… 9,374(千人)
 積立金………130,269(億円)

資料: 厚生省年金局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

[社会保険オンラインシステム]

社会保険庁では、社会保険の事務処理を迅速かつ適確に行うため、全国約300か所の社会保険事務所と社会保険庁をオンラインで結ぶ、社会保険オンラインシステムを稼働させている。

[社会保険オンラインシステムの設計内容]

このシステムは、次の考え方を基本として設計されている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(1) 社会保険事務所が中心

主要な業務は、原則として被保険者や受給者等に最も身近な社会保険事務所で完結できるようにする。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(2) 記録の集中管理

記録の分断,記録移管事務の輻そうを避け,長期間にわたる正確な管理を行うため,記録は1か所(社会保険業務センター)に集中して管理する。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(3) データ保護への配慮

個人や事業所に関する記録の目的外使用や不当開示・加工が行われないようにプライバシー保護,事故防止に十分配慮する。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

53 社会保険の事務処理システムの概要

(4) 容易なシステム更改

今後の制度改正などに対して柔軟に対応できるようシステム更改が容易に行えるものとする。

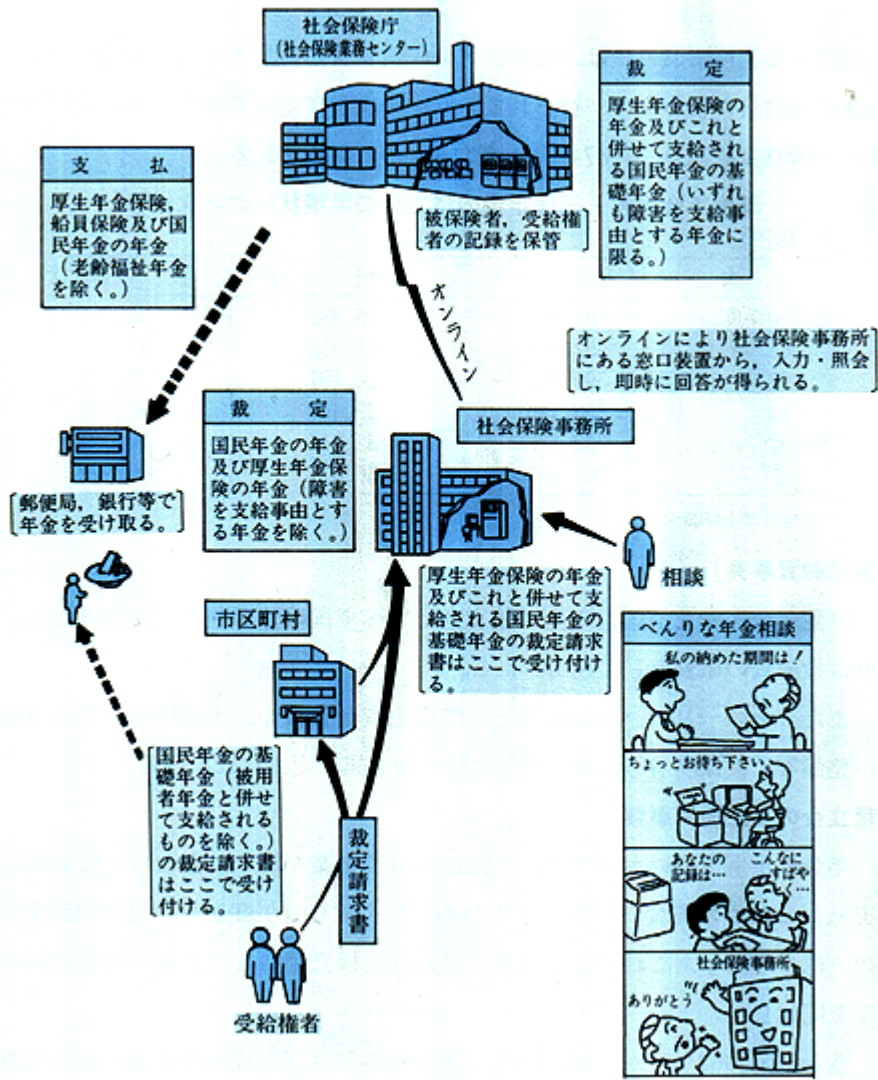
このシステムの導入の結果、社会保険事務所で受け付けた各種届け出の即時処理、被保険者等からの照会に対する即時対応、年金裁定期間の大幅短縮化が可能となっている。

[年金の給付]

年金は、受給権者の請求に基づいて、社会保険事務所及び社会保険庁で被保険者であった期間等を調査・確認し、年金額の決定を行った(裁定)後、支払われる。

社会保険の事務処理システム

社会保険の事務処理システム



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

54 年金積立金の運用

公的年金制度においては、後の世代の保険料負担の急激な増大を緩和するため年金保険料の積み立てが行われており、平成3年度末で厚生年金保険・国民年金の積立金総額は、約87兆円に達するものと見込まれる。

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移

(単位：億円)

年次	厚生年金保険	国民年金	合計
昭和60年度	507,828	25,939	533,767
61	552,813	21,912	574,726
62	599,638	26,197	625,835
63	656,126	29,409	685,535
平成元	702,175	32,216	734,391
2	768,605	36,317	804,922

資料：厚生省年金局調べ

[還元融資事業]

厚生年金保険及び国民年金の積立金はすべて国の資金運用部に預託され、財政投融資の原資として運用される。

また、その一部は、還元融資として住宅資金貸付や、大規模年金保養基地の整備等、被保険者等の福祉向上に役立つ事業に充てられている。

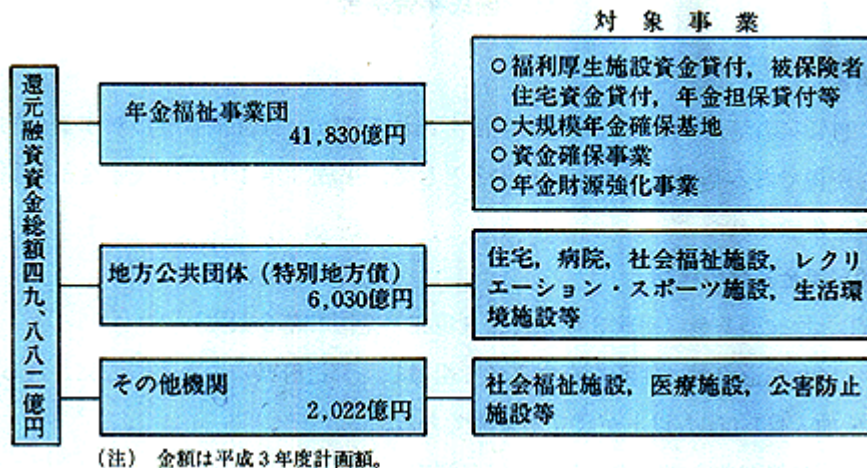
[積立金の自主運用事業]

年金福祉事業団においては、上記還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を図るため、まず昭和61年度から、還元融資資金の一部を運用し、これにより積み立てられた積立金の管理を行う資金確保事業を開始した。

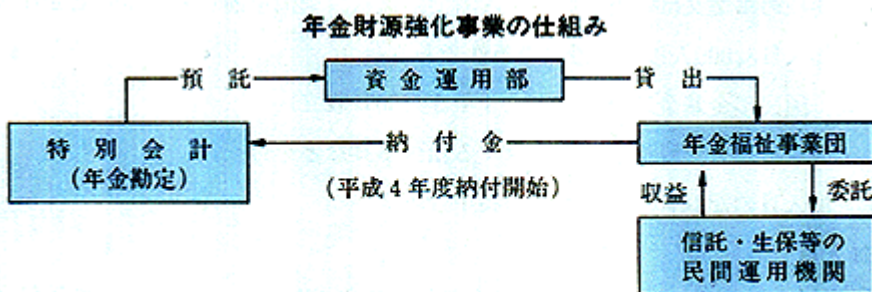
さらに昭和62年度からは、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化のため、資金運用部の預託金の一部を運用し、これにより生じた収益を国庫(厚生保険特別会計及び国民年金特別会計)に納付する年金財源強化事業を開始しており、運用額は年々増加している。

還元融資の使途

還元融資の使途



年金財源強化事業の仕組み



資金運用事業各年度別運用額の推移

資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位:兆円)

	昭和62年度	63	平成元	2	3	累計
年金財源強化事業	1.0	1.27	1.53	1.80	2.05	7.65
資金確保事業	0.6	0.95	0.85	1.05	1.10	5.00
合計	1.6	2.22	2.38	2.85	3.15	12.65

(注) 累計は, 借入償還金を除く。
資料: 厚生省年金局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

55 国民年金基金

[趣旨]

自営業者等がゆとりある老後生活を送れるよう、自営業者等に対する公的な所得である基礎年金の上乗せ年金として、平成3年4月に国民年金基金制度が創設された。

[国民年金基金の種類]

1) 地域型基金(平成3年5月1日現在全国47基金設立)

- ・ 同じ都道府県に住所を有する者で組織し、都道府県につき1つ設立される。
- ・ 加入員1,000人以上が設立の条件である。

2) 職能型基金(平成3年12月31日現在16基金設立)

- ・ 同種の事業又は業務に従事する者で組織し、全国を通じて1つ設立される。
- ・ 加入員3,000人以上が設立の条件である。

3) 国民年金基金連合会(平成3年5月30日設立)

- ・ 途中で基金を脱退した者に対する給付事業などを行う。
- ・ 加入員の記録管理など事務の集中管理

[加入員]

国民年金の第1号被保険者が基金の加入資格を有する。ただし、国民年金の保険料の納付を免除されている者と農業者年金基金の加入者は加入できない。

[地域型差金の給付と掛金]

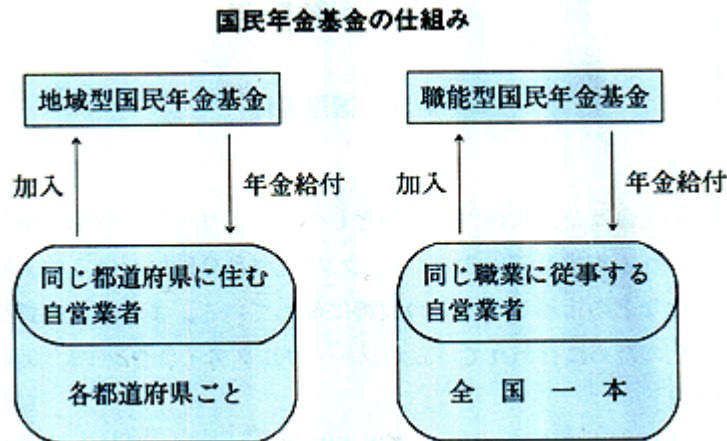
- 1) 給付は、基本給付、ボーナス給付及び各基金独自の給付で構成する。

2) 掛金は月額68,000円を上限とする。ただし、中高齢で基金に加入した者などについては、特例として、一定の期間掛金の上限を102,000円とする。

[税制上の措置]

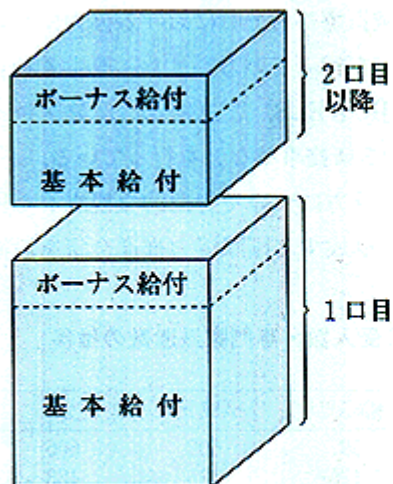
- 1) 掛金は全額社会保険料控除の対象となる。
- 2) 基金から支給される給付は公的年金等控除の対象となる。

国民年金基金の仕組み



基金の年金給付

基金の年金給付



国民年金基金の年金給付は、口数制になっており、加入する者が各々の生活設計に応じて年金額と給付の型を選択することになっている。

- ・ 1口目…基本給付は、年金額3万円(加入時の年齢が46歳以上の者は年齢により年金額が異なる)。
- ・ 2口目以降(1口目の上にさらに上乗せして給付を受けることを希望する者が加入する給付)…基本給付は、年金額1万円(加入時の年齢が55歳以上の者は年齢により年金額が異なる)。
- ・ 年1回ボーナス給付が行われる年金給付の型もある。
- ・ 各基金独自の給付が加わることが予定されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare